茨城県人権施策推進基本計画（第二次）（案）

1 改定の趣旨

第一次計画（平成16年2月策定）以降、
○ インターネット上の人権侵害の深刻化や人権意識の高まりによる人権課題の顕在化等の社会経済情勢の変化
→ **新たな人権課題に的確に対応するため、計画改定**

2 計画期間

○令和9年度～令和11年度
（次回以降、4年毎に見直し予定）

3 人権をめぐる国内外の動向

○ 本県では、平成16年に「茨城県人権施策推進基本計画」を策定
○ その後、人権保障が以前にも増して重要な国際課題となっており、「持続可能な開発目標（SDGs）」には人権尊重の考え方が通底
○ 国が「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を策定（令和7年閣議決定）

4 計画の性格

○ 本県が施策を行う際の基礎となる人権尊重の指針
○ 人権啓発・教育、分野別の人権課題についての現状・課題を明らかにすることにより、県民一人ひとりが、権利の主体者であることを理解し、お互いの人権を尊重できるよう自己啓発を促す役割もあわせもつ

5 第一次計画からの主な変更点

1 第一次計画で個別分野として取り扱っていた「インターネット上の人権侵害」について、他の人権課題にも関連することから、**横断的な人権課題として整理**
2 人権意識の高まりにより顕在化した人権課題として、**新たに以下の項目を追加**
・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」（ヘイトスピーチ）
・「性的マイノリティの人々」
・「ハラスメント」
・「その他の人権課題」（①アイヌの人々、②北朝鮮当局による拉致問題、③ホームレス等）

（第二次計画での人権課題）
○ インターネット上の人権侵害、1 女性、2 子ども、3 高齢者、4 障害者、5 同和問題、6 外国人、**7 本邦外出身者に対する不当な差別的言動**、8 ハンセン病、9 感染症、10 犯罪被害者及びその家族、11 刑を終えて出所した人及びその家族、**12 性的マイノリティの人々**、**13 ハラスメント**、**14 その他の人権課題（アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレス、その他）**

6 数値目標

項目	基準値（令和7年度）	目標（令和11年度）
人権が大切だと思う人の割合	81.7%	85.0%
人権侵害されたと感じる人の割合	31.9%	29.9%